

感染症の予防及びまん延防止のための指針

令和 6 年 3 月

1. 基本的な考え方

山陽小野田市地域包括支援センター（以下「事業所」という）では利用者・家族及び職員の安全を確保するための措置を講じ体制を整備する。

2. 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

(1) 利用者及び従業者にも感染し、媒介者となり得る感染症（集団感染を起こす可能性がある感染症）

インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

(2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

MRSA 感染症、緑膿菌感染症等

3. 感染症の予防及びまん延防止のための組織・体制

(1) 感染対策委員会の設置

①設置の目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

②感染対策委員会の構成委員

事業所の管理者及び感染対策の知識を有する者

③感染対策委員会の開催

おおむね年に 1 回以上定期的を開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

④感染対策委員会の活動内容

ア) 事業所内感染対策の立案

イ) 指針等の整備・更新

ウ) 利用者及び従事者の健康状態の把握

エ) 感染症発生時の措置（対応・報告）

- オ) 研修・教育計画の策定及び実施
 - カ) 感染症対策実施状況の把握及び評価、改善を要する点の検討
 - キ) 情報の収集、整理、全職員への周知
 - ク) 感染症発生時における感染対策及び拡大防止の指揮
- (2) 職員研修及び訓練の実施
- ①新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の重要性と標準予防策に関する教育を行う。
 - ②定期的研修
全職員を対象に感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。
 - ③訓練
事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。内容は、役割分担の確認や感染対策をした上での支援の演習などを実施するとする。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染対策委員会が実施する。

4. 平常時の対策

「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に沿って、感染症の予防及びまん延の防止に努める。

事業所の管理者は、職員の体調把握に努めるとともに職員の家族が感染症に感染した場合の相談体制を整える。職員へ体調不良時の連絡方法を周知し、申告しやすい環境を整える。研修等を通じて職員自身が日ごろから自分の健康管理に注意を払うよう啓発を行う。

5. 発生時の対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症の発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止

(3) サービス事業所や関係機関と情報共有や連携をしてまん延しないように努めるとともに、外部へ情報配信する場合や事業所として公表する場合は、個人情報の取扱いに十分配慮する。

6. 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。